

平成 2 4 年 7 月 2 7 日

平成 2 4 年 第 7 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成24年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年7月27日（金曜日）午後2時00分～午後3時37分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木 敏彦（委員長）

2番 小 泉 美佐子

3番 土 田 豊

4番 武 石 修一郎

5番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長
石 井 卓 之

学校教育課長 田 代 雄 己

建築課長兼
教育施設担当
副参事
堂 垣 隆 志

給食課長 梶 川 義 夫

統括指導主事 岡 田 博 史

社会教育課長 村 上 敏 彰

社会教育部
副参事
（国体準備
担当）
高 橋 宏 之

中央公民館長
兼 狭 山
公民館長
乙 幡 正 喜

中央図書館長 野 口 弘

指導主事 小 野 隆 一

6. 書 記

庶務係長 福 嶌 まゆ美

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 3 4 号議案 平成 2 5 年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

第 4 第 3 5 号議案 教育財産の取得の申出について

第 5 その他報告事項 (1) いじめ対策について
(2) 平成 2 3 年度東大和市学校給食会計決算の報告について
(3) 東大和市及び武蔵村山市の図書館相互利用の実績について
(4) 東大和市立桜が丘図書館の月曜日開館の実績について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 それでは、ご説明申し上げます。

6月21日、木曜日、国分寺市立第六小学校を訪問いたしました。校長は、本年度、東大和市立第九小学校から異動した吉田健校長であります。東大和市よりも、さらに地域活動の多い学校であるということをおっしゃっておられました。

6月23日、土曜日、第七小学校の道徳授業地区公開講座を視察いたしました。各学級とも落ちついた中で、道徳の授業が行われていました。授業後、保護者や地域の方々を見送る女性職員の笑顔が大変印象的でした。授業後は、教育委員長の教育に関する熱のこもったごあいさつなど、放課後子ども教室コーディネーターでいらっしゃる森吉正二様による演題「被災地の子供たち」のご講演がありました。

午後からは、ハミングホールでの男女共同参画推進事業に参加をいたしました。

6月26日、火曜日、定例校長会に出席。

午後、市民文化祭実行委員会に出席をいたしました。

6月27日、水曜日、桜が丘市民広場を視察しました。桜が丘市民広場につきましては、給食センターを設置する予定の場所であります。

夜、荒川区校長会の管理職の研修会に出席をいたしました。

6月28日、木曜日、公立学校健全育成会議に出席をいたしました。

6月30日、土曜日、第二小学校で避難所体験訓練に出席をいたしました。

7月1日、日曜日、東大和・武蔵村山家庭婦人バレーボール春季大会開会式に出席をいたしました。

7月2日、月曜日、市の職員、新任・異動を含めてですけれども、辞令交付式に出席をいたしました。

7月4日、水曜日、地域防災計画策定会議に出席をいたしました。

午後、瑞穂第二小学校を訪問いたしました。瑞穂第二小学校の校長は、私が室長の当時、第十小学校の副校長でいらした澤崎校長先生でいらっしゃいます。

7月6日、金曜日、教育委員懇談会及び第3回の教育委員会臨時会に出席をいたしました。

夜、羽村市小中校長会管理職研修会に出席をいたしました。

7月7日、土曜日、ライオンズクラブの演奏会と朗読会に出席をいたしました。

7月9日、月曜日、教育委員の学校訪問で第二中学校を訪問いたしました。

同日、夜、教育委員とPTA連合協議会との懇談会に出席をいたしました。

7月11日、水曜日、東京都市教育長会に出席いたしました。

7月12日、木曜日、教育委員の学校訪問で第三小学校を訪問し、そこで給食を学級に入って一緒にいただきました。大変元気のいい素直な子供たちの様子が見られました。

7月13日、金曜日、学校給食センター運営委員会に出席をいたしました。

午後、第67回国体関東ブロック大会ボウリング競技開会式に出席をいたしました。

7月14日、土曜日、社会を明るくする運動主要事業に出席をいたしました。ここでは、市内全中学校から意見発表がありまして、ボランティア活動やあいさつ運動など、それぞれの取り組みを力強く、また、わかりやすく紹介してくれていました。

7月17日、火曜日、七市教育長会に出席をいたしました。

7月18日、水曜日、東大和市防災計画策定本部会議に出席をいたしました。

その後、市政功労者表彰審査会に出席をいたしました。

7月19日、木曜日、市議会全員協議会に出席をいたしました。ここでは、東大和市立第八小学校の校舎増築と給食センターの改築の2件について議員に説明をし、ご理解をいただきました。

同日、午後から臨時校長会を開催し、滋賀県大津市のいじめ事件に関連して、

全員で黙禱の後、東京都教育委員会及び東大和市教育委員会の対応について、説明と質疑を行いました。ここでは、私から学校の組織づくりの強化と、校長への速やかな報告、連絡、相談の重要性について述べ、学校教育部長と指導室長、統括指導主事からは、関係機関との連携の必要性や、東京都教育委員会が行った調査に関すること及び学校と教育委員会とが日ごろより十分に連携をし、物事に対処していくことを確認いたしました。

7月21日、土曜日、上仲原運動公園でラジオ体操の開会式に出席をいたしました。

引き続き、国立市におかれまして、東京都市町村総合体育大会開会式に出席をいたしました。

7月22日、日曜日、東京都市町村総合体育大会の東大和会場、ソフトテニス、ゲートボール、卓球の開会式に市長、議長と出席をいたしました。

7月24日、火曜日、三市（東大和市、清瀬市、武蔵村山市）の教職員宿泊研修会に出席をいたしました。本年度の研修参加は3市で190名、事務局ほかを入れますと200名を超える参加がありました。研修の幹事市は東大和市ですが、教育長のあいさつから始まり、大阪樟蔭女子大学前学長の森田洋司先生による「生徒指導提要の理論と指導方法について」のご講演、それに続きまして各分科会ごとの研修が行われました。

また、第2日目は分科会から始まり、午後はNPO法人日本ホスピタル・クラウン協会代表理事、大棟耕介先生による「大人が笑えば子どもも笑う」というご講演がありました。なお、分科会につきましては、第1日目は組織の活性化、学習指導、学級経営、教育相談、教育課題の5つの分科会、2日目は、学校経営、学力向上、道德教育、学習指導法、特別支援教育、体力向上・健康増進策、小中連携教育の7つの分科会により研修を深めました。

以上で報告を終わります。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 ないようでしたら、私のほうから1点でございますが、7月19日に臨時校長会を開いてくださったようですが、夏休みを控えて、またいじめ

問題について、非常に世上騒がれているときに、このようにタイムリーに対応していただいて、本当によかったと思います。

今日、各課報告の中でもお話があると思いますが、事が起きたときには先手を打って対応するというのが一番の対策になると思いますので、これからもよろしくをお願いしたいのと、各課報告の中でまた詳しくお話を伺わせていただきたいと思います。

教育長諸務報告を終わります。

**◎日程第3 第34号議案 平成25年度使用東大和市立小・中学校
特別支援学級用教科用図書の採択について**

○鈴木委員長 日程第3、第34号議案 平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第34号議案 平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成25年度から使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書を決定していただくために、ご提案申し上げるものでございます。

これまで、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱及び同事務要領に基づきまして、小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議、小・中学校特別支援学級用教科用図書調査部会を設置し、小・中学校の校長、教員、保護者代表の方を委員、部員として約3箇月間にわたり調査・研究をしていただきました。その結果、採択資料作成会議から、平成24年7月20日付で、平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書について調査・研究の結果をいただきました。

本日は、資料作成会議からの報告書について、作成会議委員からご説明をいただき、教育委員の皆様方からの質疑を経て、来年度から使用する教科書のご決定

をお願いしたいと存じます。

なお、特別支援学級用の教科書は、学校教育法附則第9条に規定されている教科書であります。

詳細につきましては、指導室長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、初めに報告までの経過と採択に至る手順についてご説明申し上げます。

去る5月9日に、第1回教科用図書採択資料作成会議を開催し、教育長より平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究を依頼いたしました。

その後、小学校、中学校の各調査部会での調査・研究を経て、7月10日に採択資料作成会議を行い、熱心に、かつ厳正にご協議をいただきました。

先ほど教育長からありましたように、7月20日に採択資料作成会議座長から報告をいただいたところであります。それが、お手元の調査・研究報告書であります。

次に、本日の教育委員会における採択に至る手順につきまして、ご提案させていただきます。

この後、採択資料作成会議の部会長から、審議経過及び報告概要の説明、各種目ごとの資料の説明、また学校からの意見をご説明いただき、それに対して教育委員の方々からご質疑をお願いできればと考えております。

なお、質疑が終わりましたところで、教育委員会としての基本的な考え方及び採択規準、基準等について再度ご確認いただき、審議を経て、採択を行っていただきたいと考えております。事務局といたしましては、特に支障がある場合を除き、以上のような手順を考えております。

よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 採択に至る手順について、ただいま事務局より提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしというお声がありましたので、採択に至る手順についまし

ては、事務局からの提案のとおり進めます。

ここで、小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議の委員の方々にお入りいただきます。

(委員入室)

○鈴木委員長 では、指導室長、続けてください。

○石井学校教育部参事兼指導室長 続きまして、本日まで出席いただきました各教科用図書採択資料作成会議委員の方々をご紹介します。

まず初めに、特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長、中学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長、曾根信行、第一中学校長でございます。

○曾根特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長 本日はよろしくお願いします。

○鈴木委員長 よろしく申し上げます。

○石井学校教育部参事兼指導室長 続きまして、小学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長、杉本快枝、第三小学校長でございます。

全体にかかわる報告につきましては、教科用図書採択資料作成会議座長から報告していただきます。

○鈴木委員長 教科用図書採択資料作成会議座長から、全体にかかわる報告をお願いいたします。

教科用図書採択資料作成会議座長。

○曾根特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長 初めに、報告までの経過についてご説明させていただきます。

去る5月9日に、第1回教科用図書採択資料作成会議が開催され、その席上、教育長より、平成25年度に使用する東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究の依頼を受けました。

その後、校種別に教科書調査部会を開催し、調査・研究を行いました。

調査部会で作成された資料を、7月10日の教科用図書採択資料作成会議で慎重に検討並びに協議を行い、教育委員会に提出する報告書を作成いたしました。

去る7月20日に、採択資料作成会議座長が代表いたしまして、教育長にご報告させていただいたところであります。

次に、教科書の調査・研究に際しての基本方針と留意事項についてでございますが、1、学習指導要領に示された目標等を踏まえること。2、地域の実態、学

校の実情に即して、学習指導要領に示す目的や内容等を、市内の特別支援学級に在籍する小・中学生が学習する上で、効果的な教科書になり得ているかといった観点で調査・研究を行ってまいりました。

また、特別支援学級用教科書については、学校教育法附則第9条の定める教科書でありますことから、今年度使用しており、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択替えを行う必要があると考えた教科書について調査・研究を行ってまいりました。

以上、公正で適正かつ円滑な採択が実施されますよう調査・研究をいたしまして、報告させていただいた次第でございます。

以上であります。

○鈴木委員長 ただいまの報告につきまして、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 それでは、次に調査・研究資料の説明をお願いします。

最初に、小学校の調査部会長からご説明をいただきます。

小学校特別支援学級用教科書調査部会長。

○杉本小学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長 お手元にあります資料1ページ、並びに5ページをご覧ください。

様式1－3、第三小学校並びに第九小学校、種目のところに米印がついております。この米印がついているところが、調査・研究した教科書であります。第三小学校では書写と音楽で3冊、第九小学校では国語2冊、書写1冊、生活4冊の7冊となっております。

どの教科書も児童の能力及び興味・関心などの実態を考慮し、一人一人の児童に合った教科書を使用したいという理由で選びました。

よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいまの説明につきまして、質疑をお願いいたします。
小泉委員。

○小泉委員 今年度も採択替えの教科書があるようですが、今まで使用していた教科書を次年度の児童が使用しないものがあるのは、どのような理由からでしょうか。

○鈴木委員長 小学校特別支援学級用教科書調査部会長。

○杉本小学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長 特別支援学級は、毎年、個人差が大変大きくなっております。児童の能力や興味・関心などの実態から、使用していた教科書をそのまま次年度の児童が使用する場合、適さないことも出てきます。そのような理由から、採択替えを行っております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 なければ、私のほうから1点ですが、昨年も同じことをお聞きしましたけれども、採択を決定後に絶版等によって現物が供給不能になる場合ですね、そういうことが起きた場合は、報告書にあるほかの本では対応できるんでしょうか。

小学校特別支援学級用教科書調査部会長。

○杉本小学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長 同じ種目、国語、書写、いろいろとありますが、同じ種目の中の異なる教科書でも対応は可能のため、そのように対応しております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 なければ、次の中学校特別支援学級用教科用図書に入ります。

中学校特別支援学級用教科用図書の調査部会長からご説明をいただきます。

中学校特別支援学級用教科書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長 それでは、ご説明いたします。

お手元資料の14ページをご覧ください。

この14ページの一覧表で、星印がついているところが6点ございます。これが中学校の調査・研究をした教科書で、採択替えということになります。

それでは、この6点についてご説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

最初、国語です。

国語については、年齢を重ねていくうちに、マナー等が必要になるという保護者の意見がございまして、それを加味して、反映させて、マナーを教える教科書が必要だということで、適正なものがあつたので採択替えといたしました。

16ページをご覧ください。

社会科でございます。

社会科、「絵で見る日本の歴史」です。これについては、従来使っているものと少し重量が違うので、重さが少し軽くなっているものでございます。装丁等は変わらないんですけれども、登下校の生徒の負担について少しでも配慮をしたということで、同様のものでいいものがあったので採択替えといたしました。

それから、17ページをご覧ください。

音楽です。

音楽は、「音楽☆☆☆☆」です。この本は、特別支援学級用教科書の文科省の教科書ということになります。非常にバランスのとれた良いものなので、採択替えといたしました。

18ページをご覧ください。

美術です。

浜島書店本の「感じる 表す 美術」というところですけども、知的な特別支援学級の生徒の実態に沿ったバランスのとれた良いものということで、非常に表現が易しいということなので、これを採択することにいたしました。

19ページをご覧ください。

保健体育科です。

「自立生活ハンドブック4 からだ！！ BODY げんき！？」ということですが、これも本校生徒、4クラス、28名いるのですが、生徒の実態が少しずつ変わってまいります。今年の生徒に非常に合っているものということで、採択替えさせていただきました。イラスト等が多く載せてあるので、非常にわかりやすいということです。

あと、最後のページです。20ページをご覧ください。

「からだで学ぶ英語教室」ということです。特別支援学級の生徒に関しては、音とか文字だけじゃなくて、体で英語活動で学んでいくという姿勢が大事だろうと思いますので、適当なものがございましたので、これを採択させていただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 ただいまの説明につきまして、質疑をお願いいたします。

○武石委員 マナーを学校でも教えてほしいという要望があって、国語の教科書として新たな教科書を採択したいという報告がありましたが、生徒の実情はいかが

でしょうか。

○鈴木委員長 中学校特別支援学級用教科書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長 マナーは、行儀とか作法のことです。特別支援学級の生徒が卒業までに身につけなければならない社会性の中で、最も定着が難しい部分かといえます。反復学習と練習が必要で、就労、将来にわたっての就労、職業につくということです——という観点からも、新たな教科書の採択は適切であると考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

土田委員。

○土田委員 教科書の重さによる生徒への負担に配慮したというご説明がありましたが、実際に登下校のときに生徒1人が持ち運ぶ教科書全体の重さはどのくらいでしょうか。

○鈴木委員長 中学校特別支援学級用教科書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長 入学年度で供給冊数が異なります。今年の3年生相当の生徒では、量りで量りましたところ、おおよそ1人当たり、全部一遍に量りますと12.7キロございます。通常学級の1年生の生徒の教科書は、4.5キロに比べて約3倍弱ということになります。教科書の重さを減らすことによる生徒の負担減がぜひとも必要であると考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 これで調査・研究資料の報告等についての説明と質疑について終わります。

次に、学校からの意見の提出について、教科用図書採択資料作成会議座長から、ご説明をお願いいたします。

教科用図書採択資料作成会議座長。

○曾根特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長 このものについては各学校から意見を募りましたが、意見はございませんでした。

以上でございます。

○鈴木委員長 ただいまの説明について、質疑をお願いいたします。

何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、これをもちまして小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議からの報告についての質疑を終了いたします。

なお、この後、報告及び質疑の内容等を参考として協議し、採択を行いたいと思います。

各採択資料作成会議委員の皆さん、本日はありがとうございました。

(委員退室)

○鈴木委員長 それでは、審議を再開いたします。

次に、事務局より教科書採択資料にかかわる基本的な考え方及び採択規準及び基準等について確認をしたいと思います。

指導室長、お願いいたします。

○石井学校教育部参事兼指導室長 初めに、採択にかかわる基本的な考えを読み上げたいと思います。

平成25年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択に当たり、日本国憲法、教育基本法等の精神、東京都教育委員会並びに東大和市教育委員会教育目標及び基本方針にのっとり、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱及び東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択事務要領に基づいて、公正で適正かつ円滑な採択を実施するとともに、東大和市の実態等を踏まえた採択を厳正に行う。

そして、採択の方向としては、次のことを基本的に踏まえて実施することといたしました。

1 番、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。

2 番、みずから学び、みずから考える力を育成すること。

3 番、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。

4 番、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

次に、採択規準の視点について確認をいたします。

1 番、公正な内容で適切な教育的配慮が施されているものであること。児童・生徒みずからの主体的な学習が重視される中、一面的な見解に陥らず、公正な内

容で発達段階に即したものであること。

2番、基礎・基本の確実な習得を助けるものであること。枝葉末節の知識を扱うのではなく、学習指導要領に定める教科の内容等に基づき、その後の学習や生活に必要であること。また、真に継承すべき内容であること。

3番、学び方・考え方の習得が図られるものであること。知識・技能の詰め込みに陥るのではなく、何を学ばいいのか、いかにして学ぶのかが児童・生徒にしっかり認識され、みずから学習の方法を工夫し、考えさせるきっかけとなり、またそれらを助けるものとなっていること。

4番、児童・生徒にとってわかりやすく、丁寧なものであること。教科書が学習の確かなよりどころとなり、主体的に学習する意欲を高めるものとなるために、よりわかりやすく、より丁寧で、児童・生徒の思考過程や感性に合ったものであること。

5番、心に響く美しいものであること。豊かな人間性などを育成するものとなるよう、より心に響く教材、美しい表現であること。また、写真、挿絵、図表等も豊かな感性を育てる上で重要であり、学習効果などの観点に配慮しつつ、発達段階に応じて積極的な工夫があること。

6番、知識・技能が生活において生かされるよう配慮されていること。習得した知識・技能が実生活において生かされ、総合的に働くよう、取り上げる事例や教材を身近な例に求めたり、その内容が実生活を見直し、活用できるものとなっているような工夫を図っている。

続きまして、採択基準の観点について確認をいたします。

①内容の選択はどうであるか。②構成・分量はどのようなになっているか。③表記・表現及び使用上の便宜はどうであるか。④そのほか教科の特性に基づき、特に調査・研究が必要な事項について。

以上でございます。

○鈴木委員長 ただいま事務局より、採択にかかわる基本的な考え方及び採択規準及び基準等について確認のための説明がありました。

それでは、資料に示された基本的な考え及び採択規準及び基準等を踏まえ、平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用の教科書の採択にかかわる審議をいたします。

なお、特別支援学級用教科書につきましては、学校教育法附則第9条の定め

よる教科書について、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択替えを行うとしております。

特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長の説明にもありましたとおり、小学校が新たに10点、中学校が新たに6点の教科書の採択の資料が提出されております。

では、ご審議をお願いいたします。

ご意見のある方はお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 先ほど資料作成会議からの詳しい報告がありましたが、それぞれ児童や生徒の実態や学校現場の様子から考えて、実際に教えている現場の先生方が調査・研究をして報告を上げてこられたわけですから、この調査・研究結果のものを採択してよいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 それでは、特別支援学級用教科書については、小学校、中学校から新たに提出された教科書と従来の教科書を一括して採択いたします。

特別支援学級用教科書について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

全委員の方々が賛成であります。

それでは、特別支援学級用教科書については、提出された資料のとおり決定いたします。

これをもちまして、日程第3、第34号議案 平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてを終了いたします。

◎日程第4 第35号議案 教育財産の取得の申出について

○鈴木委員長 日程第4、第35号議案 教育財産の取得の申出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第35号議案 教育財産の取得の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年度購入いたしました（仮称）東大和郷土美術園用地の東側に隣接する土地につきまして、市に対して取得の申出を行うものでございます。

当該土地につきましては、平成24年7月12日に、土地の所有者より市に対しまして、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づきます土地の買い取り希望の申出書が提出されました。この土地は、昨年の第9回教育委員会定例会でもご説明申し上げましたとおり、将来的には東大和市郷土美術園の駐車場として整備を計画している土地でありますことから、教育委員会として市に対しまして、教育財産の取得の申出を行うことを提案するものでございます。

財産の名称、所在、数量等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私から1点、お願いします。

今回は駐車場のためということですが、これで（仮称）東大和郷土美術園の本体と、それを運営する段になっての駐車場等、必要な土地は全部購入することになったと、そういうふうに受けとめてもよろしいのでしょうか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今回の土地の取得でございますけれども、私ども担当部としましては、これまでこの美術園の今後についていろいろ議論してきたわけですが、土地についてはかなり前から借用により特別公開をしてきたという状況でございました。

そんな中で、昨年度、9月補正で北側の大きな部分を買わせていただきまして、あと今回、買わせていただくように、土地のほうは予算化、もう既にさせていたでているわけですが、必要とされる土地については、今回の土地の購入が済めばすべて揃うというような認識でございます。今後に向けてにはなりますけれども、土地のほうですね、今後の運営、あと整備計画並びに作品の購入等につきまして、

具体的に今後は詰めていきたいと、そのように考えております。

繰り返しになりますが、今後、必要とされます土地については、すべて完了するというふうに考えています。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 評価額が、この額で決定されるまでの経緯について、簡単にご説明してもらえればと思います。

○村上社会教育課長 評価額の決定までの経過につきまして、ご説明させていただきます。

5月に、当該土地につきましては社会教育課のほうで測量を実施いたしました。それに基づきまして、6月22日、社会教育課より総務管財課のほうに不動産の鑑定の依頼をさせていただきました。7月12日に、買い取り価格等を総務管財課のほうで決定をされまして、その金額につきまして、地主であります吉岡さんのほうにご提案、ご提示申し上げ、吉岡様のほうから買い取り希望の申出があったと、このように理解しております。

以上でございます。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第35号議案 教育財産の取得の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第35号議案 教育財産の取得の申出について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項1、いじめ対策について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、お手元にあります、まず資料のその他報告（１）－１をご覧ください。

この（１）－１に関しましては、先ほど教育長の諸務報告にございました７月１９日、木曜日に開かれました臨時校長会で配った資料となっております。

まず、１枚目をご覧ください。

１枚目は、都から実際にいじめの実態把握をするようにという調査依頼がまいりましたので、本市の調査依頼の鏡となっております。

１枚、おめくりください。

２枚目が、都の緊急調査の依頼の通知文となります。

３枚目をご覧ください。

「友達とのかかわりアンケート」となっておりますが、都のほうでは各区市で工夫して調査アンケートをつくることもよし、また学校に任せてもよろしいということだったんですが、本市では、これは中学校用となっておりますが、小学校低学年、中学年、高学年、中学校用ということで、基本的にはこのパターンで調査をつくり、各学校に指導いたしました。

４枚目をご覧ください。

これは、その調査の実態把握のための対応例、こういう手順でやってくださいというものを各学校に示して、お願いしたところです。

まず、この調査の目的は、調査の数、いじめの数を把握することではなく、把握した数に対して各学校が本当にいじめかどうかを考えること、それからそのままにせずに細かく対応すること、これが主なねらいでございますので、その手順を示しました。

まず、大きなこととしましては、（１）にあります、教職員へのこの調査の目的・方法の周知。それから、２番目、３番目のところになりますが、この調査の結果を、例えば調査をかけた担任が１人でまとめるのではなく、必ず複数の目を通して、担任と例えば専科の教員、また、あるいは中学校では学年というところで、それで確認をしてほしいという。それから、４番目にありますように、それに対してどの時期で対応を始めるのか、どんな方法で対応を始めるのかということを検討するということになっております。

５枚目は、いじめに関する生活指導ということで、夏季休業中に入る直前でし

たので、いじめに対して教育長のアピール文がその裏にあるんですが、それも含めて生活指導をしていただいたところでございます。

その後ろにあるA3判のものは、これは参考資料ということで、都の教育委員会が今までいじめの事件があったときに作成していた資料を、改めて参考ということで各学校へお配りをしたところでございます。

それから、もう一つある資料ですが、(1)－2というもの、これは今後、8月21日、火曜日に開かれます定例校長会で各学校にお示しをして、これはこれを使って指導ということよりも、実はいじめ事件で不幸にも生命にかかわる事故や事件が発生した場合、各学校はどのように対応するかという指針を、まだ案の段階ではありますが作成をして、今後これをさらに精度を高めて、8月21日にお示しをしたいと考えているところでございます。

概要についてお話をいたします。

要は、もしそういうことが起きた場合には、各学校の校長、副校長が相談を早くして、そして初期目標として、まず1番は遺族の気持ちに寄り添うこと、これが第1となります。これを忘れずに対応してほしいと。それから、その発生した学校の子供たちの心のケアをとなっております。それと、かなり学校は動揺しますので、学校の日常活動の回復を早めること。最後に、今までの事件では連鎖が起きる可能性がありますので、自殺の連鎖を食い止めること。こういうことを目標として、危機対応チームを各学校でつくるように、これを説明していきたいと思っております。

市の教育委員会のほうでは、校長から第一報を受け取りましたら、まず東大和警察と情報連携をすること。それから、多摩教育事務所、教育庁の指導部にすぐ連絡をして、またいろいろなサポートを仰ぐこと。それから、都の教育相談センターには緊急支援要請をいたしまして、あちらのスクールカウンセラーや所員の方をその学校に派遣してもらって、児童・生徒のカウンセリング、教職員からの相談、あと学校にいるスクールカウンセラーも支援をしていただいて、進めていきたいと考えております。あと市の教育委員会としましては、すぐに指導主事を派遣、それから相談室等にいる臨床心理士の派遣を進めてまいります。

それから、各学校では、恐らく校長、副校長がかなりのいろんな対応をしなければいけませんので、早目に役割分担をしていただきたい。大まかな例として、そこに書いてあるような形になります。それと、記録が非常に重要になりますの

で、時系列の記録を全員がとるように、そこのところを進めてまいります。

それから、その下のところに初期調査というのがありますが、とにかく3日以内に聞き取りをすべてする。まずは全教員からの聞き取り、それから数日置いてにはなりますが、児童・生徒からの聞き取りを計画的に行う。この場合の児童・生徒からの聞き取りは、関係児童・生徒という形になると考えております。それから、この段階で初期調査がまとまりましたら、とにかく遺族に対して、今現在こういう調査を行っていて、こういう結果が出ているということを説明する。そして、ポイントは協議です。遺族の方と、さらに詳しい調査が必要かどうか、それからもし学校の要因でない可能性があっても、遺族からの調査の要望があれば、それについても、ではこの後どうしていこうかという協議をする。さらに、学校が、やはりこの初期の調査だけでは十分できていないと考えた場合には、詳しい調査をする必要を、遺族に逆に提案していくこと。

そして、右側のところの黒いダイヤモンドの中に入っているんですが、まず自殺等の事実を子供や保護者に伝えたかどうか、それから「詳しい調査」の実施を遺族が承諾したかどうか。ここから始まりまして、この両方がクリアをされたらば、さらに詳しい調査へと進んでまいります。このどちらかが欠けた場合には、ノーのほうに進んで、調査を終了するのか、そして臨時保護者会等の開催を準備して説明をしていくのかということになっていきます。

1枚、おめくりください。

ここには、学校と市教育委員会、とりあえず行うべき大きなことが説明してあります。

そして、この後ですが、今後の「詳しい調査」の計画を立てる場合に、遺族が学校主体の調査を希望するかしないかによって、委員の構成が変わってまいります。もし、学校も入って調査してほしいということであれば、左側のYESにいて、学校、市教育委員会、または必要に応じて中立的な立場の専門委員を入れて調査を進めていって、保護者へ説明をしていくという形になります。もし、遺族が学校を入れてほしくないということであれば、NOのほうへ進みまして、市教育委員会、または教育委員会すらもかかわってほしくないということであれば、中立的な立場の専門家で構成をする形になりますが、今までの例を見ますとやはりなかなかそれが難しい。やはりこの前の段階で、しっかり学校なり教育委員会が責任を果たしていれば、こちらにはいかないんじゃないかということは考えて

おります。

それから、情報収集の分析、その中間報告を遺族にきちんとすること。それから、最終報告のほうは、恐らくこの段階でマスコミへの報告となっていくのではないかと考えております。

それから、最後のところの2枚ですが、趣意書の案です。これは詳しい調査をするための保護者あての文書となります。恐らくこういう文書もつくらなければいけませんので、あらかじめ作っておいて、必要があれば提示をしていくという形になると思っております。

それから、その裏が承諾書。その調査をするに際して、聞き取り調査に関して協力していただけるか、いただけないか、これを各ご家庭にお願いしていかなければいけなくなりますので、その文案というのも作らせていただきました。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 本市でも、早速このように具体的な動きがあったということ、とてもうれしく、また心強く思っております。

それで、ちょっとお尋ねしますが、緊急調査があったということで、いじめと認知した件数とか、いじめの疑いがあると思われる件数等の調査の結果が、提出期限が7月23日になっていますが、今のところで本市におけるいじめの実態把握について、何かわかっているようなことがあればお教えてください。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まだ実は、今、集計途中ということで、これについては、今後、ご説明ができるかと思っております。

以上でございます。

○小泉委員 ああ、そうですか。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

そうしますと、次の教育懇談会、ぜひいろいろとお聞かせいただけるものと思って、お待ちしております。

それで、私としましては、本当にいじめというのは絶対にあってはならないも

のだと思っています。あるからこうしようというのじゃなくて、あつてはならないものだとか心に決めて、このように具体的に取り組んでいくということで、とても動きも早く、よく頑張ってくださっているなということで、ありがたく思いました。今後とも、どうかよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 まだ、十分にいじめの実態は把握されていないということですが、子供は児童・生徒、小学生、中学生、要するに9歳の差があるわけですが、小学校1年のとき既にいじめというものが発生しているかどうかということについてお聞きしたいし、もしそれがもっと高学年になってから発生するのであるか、傾向的にどうであるかということについて、もしおわかりであればご説明願いたい。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 一概に学年がどうかということは、なかなか難しいところがあるんですが、傾向としまして1年生は、割と短絡的な、要するに物を隠すとか、たたくとか、悪口を言う、こういういじめが多い傾向がございます。それに対して、高学年になりますとだんだん集団化してまいりまして、いわゆる無視とか、もちろん言葉もございますが、ある特定の子供に対して、1対1でなくて割と集団でという形になってくるのが、傾向があると考えております。以上です。

○土田委員 内容の違いが出るということ、いじめの内容。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 もう1点、お尋ねいたします。

児童・生徒に「友達とのかかわりアンケート」をとるということで、ここに例を示してくださっていますが、これで子供たちが本当に正直に、だれか、だれが書いたかとか、わかるのを心配しないで書けるような工夫はされておりますか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 そこにお示しをしましたが、記名は原則としてしたんですが、学校の判断で書かなくてもいいという形でやっております。

あともう一つは、例えば本人が書かなくても、今回のこの1つのポイントは、複数の教員で今までのことを思い出して、この子は書いてないけど本当に大丈夫

なのかという話し合いをしたことが大きいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 今、小泉委員がおっしゃいましたけれども、理想は起こったことに対してどう対策をするかということではなくて、それをゼロにするにはどうしたらいいかという対策が最も必要なことじゃないかと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかありませんか。

では、私のほうから。

いじめというのは、文科省が言ういじめというのは定義が変わりましたよね。小泉委員からお話があったように、学校という教育の場で、いじめというのは絶対あってはならない事柄だと。全くそのとおりだけれども、しかしいじめというのはどこにも必ず起こると受けとめるというのが、今度、文科省の見解ですね。

それは、いじめられたと感じた子供がいれば、それはもういじめだと。だから、自分は陰口を言われているな、無視されているな、仲間外れにされているなという、子供が自分のことについて感じれば、それはいじめだと、そういう受けとめだと思うんですね。だから、いじめは学校の中では絶対に許さないというスタンスは当然だけれども、いじめは必ず学級や学校の中に起きている。そのように受けとめないと、いじめ問題、解決できないと思うんですね。

それで、ここで文科省のほうからも調査がおりてきているとかということですが、いじめというのは学校だけでは絶対解決できないんですね。そしたら、今度、実際にこういう調査が、東大和の市内の小・中学校で行われるということ、行われた結果はどうであったかということは、各学校で保護者にどういうふうに報告していくかというのは、大きな問題点だと思うし、課題だと思う。だけれども、何らかの形で情報は提供していかなければならないのではないかと。

特に大津のことがあって、非常に市民や保護者は敏感になっておりますから、学校でそういう取り組みをしたんだったら、その結果どうかというのは、一番実は聞かせてもらいたい情報だと思いますので、それについての対応を考えていただきたいと、校長先生方との相談をして考えていただきたいと思うんです。

それから、教育長のアピール文が出ましたよね。いや、これは本当によかった。こういうのが、東大和市の教育委員会が、いじめ問題に本気で取り組んでいると

ということが、学校や先生方や保護者や地域の方々に非常にわかりやすい。そして、内容がわかりやすい。こういう具体的なPRはとてもよかったと。基本的な姿勢が表われているので、よかったと私は思います。

それから、ちょっと細かなことを言わせてもらうけれども、学校ではどういうタイミングで教育委員会、指導室に報告するのかという、それが具体的でなければいけないと思うんです。まだいいだろうということが、大体失敗してしまう。まず、学校は電話で一報を入れる。それから、文書の報告。この電話で一報を入れるということを、ぜひ心得てほしいと思うんですね。

それから、先ほど指導室長の説明の中に、遺族の方という……。ありましたか。

○石井学校教育参事兼指導室長 はい、ございました。

○鈴木委員長 まあ、世間にはいろいろ問題が起きているから、遺族の方もというのも1つの表現かもしれませんが、そこまでいじめが発展しなければ、こういう対応をしないのかというような受けとめもあると困りますので、やっぱりいじめという現象が校内にあったということがつかめたときには、もう初期発見、初期対応が命ですから、それをお願いしたいと考えました。

それから、マスコミの対応ですけれども、教員はマスコミの対応は全くなれていません。だから、非常に厄介ですよ、教員、学校にとっては。マスコミの対応について、学校は窓口をだれにして、どういうふうに対応するか、そのための教育委員会からの指導や保護者との連携等について、細かく細かく神経を使ってマスコミ対応をしてほしいと思います。たった一言が、非常に大きな、事故が事件にまで発展しかねないですから。

今、ネット社会ですから、特に小学校高学年や中学生は、ネットによるいじめというのは、目に見えないいじめが結構陰湿に行われているみたいですから、携帯電話の使い方などについての保護者への啓蒙は非常に大切で、私個人は、フィルタリングなんかは義務にしてほしい、それぐらい強い指導を保護者に求めたり、子供に指導したりする必要があるのではないかと。地域によっては、携帯禁止の自治体もありますね、小・中学生で。

それから、もう最後にしますけれども、報告の中にもあってよかったと思うんですが、警察や、そういう外部の機関と連携して、大いに活用することが大事。同時に、今はいじめた子供は場合によっては出校停止にする、こういう制度もあるんだということを、保護者にも子供にも、しっかりこれは教えておいてほしい、

合法的なことです。それが、いじめられた子供を守ることになるわけですから。

それと、いじめた子供や、見ていて傍観していた子供は、必ず後で非常に自分の心に責めを感じるんですよ。まずかったという責めを感じるわけですから、子供の心のケアはいじめた側や傍観した側にも、ぜひ子供の心に深く響くようなケアをしていただきたい。そんなことを考えていましたので、専門家に対してちょっと言わずもがなな点もありましたけれども、市民の声として、素人の声としてお聞き取り願いたいと思います。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、いろいろとお尋ねすることが多くて申し訳ありません。もう2点、お願いいたします。

資料、その他報告(1)－2のところで、先ほど指導室長さんのご報告の中でもありましたが、東大和警察に連絡をするというご報告だったと思うんですが、この東大和警察と連携をとるということの経過など少し、どのような形にて東大和市が、本市は東大和警察と連携をとってというふうになったのか、ちょっとお聞かせいただきたいことと、それからもう1点、過去にいじめ問題等の訴えがありましたでしょうか、保護者とか子供のほうから。もしあったとしたら、それをどのように対応し、どのように解決をされたのでしょうか。それが、その件が、これでもう終了というのは、どのような点を目安として終了とされたのでしょうか、対応をされているかということをお尋ねしたいと思います。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 では、まず1点目の東大和警察との連携ですが、東大和警察には生活指導で大変お世話になっております。何かあった場合も、大体東大和警察から市の教育委員会のほうに情報提供があって、こちらでそれを対応したりということもありますし、またはこちらからこういう傾向があるんだというようなことも、生活指導のときに向こうの関係の方も来ていただいたりとか、日常的に非常に連携を持っております。健全育成の場にも参加をしてくださったりとか、年間何回もありますし、また指導主事が東大和警察、私も4月に着任してから5月に行きましたけれども、日常的にそういうことは持っておりますので。ただ、往々にしてあるんですが、大きな事件で本庁から警察が入ってきた場合には、東大和警察に情報が一切入らなくなるんです。そこだけはわからないので、

なかなか難しいところがございますが、日常的にはできるだけ情報を集めて、またこちらにも提供したりということで、連携はとっているところでございます。

2点目に関してですが、実際に保護者の方から指導主事のところへ電話が入ることがございます。または、子供から入ることもあります。その場合には必ず、匿名の場合がなかなか難しいんですが、そうでない場合には学校を聞き出して、ではどの辺の学校のどういうクラスなのかって大体わかりますので、それについて確認をして学校のほうへお戻しをして、一応、今こういうことがあったんですが、どうですか、やっぱりそういうことありますかと。いや、もしかするとその子の割ととらえ方が非常に、けんかでうまく終わっているはずだけどというときには、またそこで学校で対応していただくとか、一つ一つ細かく確認をして、後でもう一度連絡をして、間違いなく終わっているかどうかというのを確認しております。それから、収束したかどうか、やはり本人、または保護者の方、もう一度どうだったかということで確認して、こちらとしては対応しているのがございます。あとは悩み相談ということで、相談室に電話が入って、それがこちらに回ってくることもございます。いろいろなチャンネルで、情報は取り入れたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 お忙しいところ、いろんな事件、事件とは言えませんが、子供たちがそういう悩んでいるとか、親が悩んでいるような相談を受けて、何とか無事に解決したかな、学校にきちんと適応できているかなというところで終わるのかなと思うんですが、そこをもう一步踏み込んでいただいて、長く、何箇月かたって、1年でも構いませんし、学年が変わってからでも構わないんですけども、長い目で見て、そういう例をちゃんと忘れないでいて、こちらから連絡をしていただくようなことがあったら、なお保護者とか子供たちが安心して学校へ通っていけるのではないかなと、ちょっと常日ごろ感じているものですから、そのようなことはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 電話番号をいただければ、それも可能だと思いますし、また多分あの子だなという場合もあるんですが、そのときには、それこそ教育委員会訪問とか指導室訪問では、必ずそのクラスのその子をチェックしてお

りますので、そのところは、やれることは頑張っってやっていきたいと思います。

以上でございます。

○小泉委員 大変だと思うんですけども、長い目で見て対応していただけたらうれしく思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ほかありませんか。

土田委員。

○土田委員 少し余計なところですけども、諸外国でもやっぱり同じような年齢の子供たちが、いわゆるそういういじめという問題を起こしているのかどうか、そういう事例をもしご存じであれば教えていただきたい。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 この間の三市研で学んでまいりました。日本は、一つ一つの件数は、ほかの諸外国に比べてまだ少ない。ただし、イギリスとかほかの諸外国は、中学校1年ぐらいからだんだんいじめが減ってくる。というのは、かばえる子供が出てくるという話を講師の先生はされておりました。それに対して日本は、右肩上がりで増えているんです。ここの部分を、やはり日本は考えていかなければいけないというふうな提案をいただきまして、本当に三市研で改めて、ではこのいじめ問題とあわせて何ができるかなというのを考えていくのが、私のこの後の宿題かなと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 それから、単なる友達同士の細かいトラブルということと、そのいじめというものの境目がどこにあるのか、その判断が難しいと思うんです。かなりそういうふうなことで、いじめられている側、いわゆる受け身の側の人たちが大騒ぎするような段階でいじめとするのか、あるいは期間的に続いているかどうかというふうなことで判断するのか、その辺が大変難しいんじゃないかと。単なるトラブルというのは日常的に起こっているわけですから、その辺のいじめとの区別がどこでされるのかということも難しいと思うんですね。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 おっしゃるとおりだと思います。私も、担任が一番苦労するのはそこです。余り早く手を出し過ぎると、子供たちが自立をしなくなってしまう。かといって、いじめは必ず手を入れなければいけない。一

つは、やはりここが教員のプロたるゆえんだと思いますので、やはりそこをうまく持つこと。それから、若手がそこをなかなか見つけられず、ちょっとキャリアが必要なので、必ずやはり組織を通して、あの子、最近元気ないけど大丈夫かとか、やはり教員集団で見ていって、いわゆるトラブルなのかいじめなのかをきちんと押さえていく。

先ほど委員長がおっしゃいましたけれども、その根底は、やはりいじめはどの学校にも、どの学級にも必ず起こるのだということを持っていないと、トラブルだと思って重大な危機を招いてしまうこともありますので、そこは一番気をつけなければいけないと感じております。

以上です。

○鈴木委員長 いじめは、学校の中で起こることが多いので、やっぱり日常の教育活動で子供にコミュニケーション能力を育てていくということは、非常に大切なと私は考えます。

それと、学校を取り巻くさまざまな、教育委員会や保護者や地域や関係機関との風通しですね、風通しをよくしておくことが、いじめを事前に食いとめたり、早期に発見したり、十全な対応をする決め手になると思うので、保護者、特に保護者との関係は、学校はよく注意をして、日々、送ってほしいなと思っています。教育長。

○真如教育長 学校は、いじめ問題に対して、どのような組織があって、どのような対応をしていっているかについて、少し説明してもらえますか。どちらでも、当局でも室長でも。先ほど小泉委員から、終結させるというのはどのタイミングですかという、話がありましたけれども、学校がいじめかなと思ったときに、その後、学校としてどのような組織が動いて、どのようなことがされるのかというあたりについて、説明してもらいたいと思うのですが。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○岡田統括指導主事 本日、お手元にございます資料、その他報告（１）－１、こちらの資料の後ろから２枚目をご覧ください。フローチャートになっていて、いじめへの組織的対応No.１というふうになっているものでございます。

先ほど指導室長のほうからご説明いたしましたことにつきまして、この（１）と別になっております資料、その他報告（１）－２と、こちらのものとちょっと違いがございます。こちらのNo.１のほうは、これは本当にささいな、ここにも

書いてございますが、この程度はちょっと違うんじゃない、いじめじゃないんじゃないかなとか、もしかしたらいじめかもしれないというような、ちょっとひっかかるなというようなことにおいても、このフローチャートのような流れで、学校のほうは対応していくということが基本というふうになってございます。

気になる情報があったら、担任1人だけで解決をするということではなくて、どんなささいなことでも、その得た情報につきましては、学年の主任の先生や、または生活指導主任の先生に相談、報告をする、連絡をするというようなことを基本としております。

もちろんいじめというようなことで対応を進めていくに当たりましては、管理職にきちんと報告をした上で、そのいじめ対策委員会、このいじめ対策委員会といいますのは、学校によって名称はさまざまでございますが、生活指導部会で行うのか、または緊急に校内での委員会という形で対策の委員会を立ち上げて行うかというようなことで、調査をするとか、または親と面談をするとか、いろいろな方法がその事例によって変わってくるかと思えます。

一応このように、どんな小さなことでも必ず報告、連絡、相談をした上で、組織的に動いていくというのが学校の動きでございます。その中で、事例に応じて解決の方法をきちんと検討した上で、またその結果、対応をとったその結果を報告し合いながら、解決に向かっていくというような流れになっております。いずれにしても、組織で動いておりますので、全教職員がそのことをきちんと共通理解して、同じ方向を向いて対応しているということが大事なのかなというふうに考えております。

すみません、室長、もし補足がありましたらお願いいたします。

以上でございます。

○石井学校教育部参事兼指導室長 では、1点だけすみません。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 すみません、私のほうも説明が足りなかったと改めて思ったんですが、初期の段階は、このいじめの組織的対応No.1は、これは日常的に対応する学校内の組織でございます。それから、これから定例校長会で配ろうと思っているその他報告(1)－2は、これはもう本当に最悪の事態の場合には、何も考えてないとまずいので、これを作って、この対応になっていく。ここにはいきたくないんです。この前で終わるようにはしたいんですが。という

ことで、この（１）－２はそういった意味を込めて作ってございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 それでは、調査をして、集計がなされると思いますけれども、たくさん事例がある学級や学校は、見えづらいいじめをよく発見した、まだ解決していないのが続いていることに気がついた、いい先生で、いい学校だと、そういう評価をするぐらいの気持ちで、調査の結果を活用してもらいたいと思います。

それから、場合によっては東大和市小・中学校の全教員を対象としたいいじめ対策とか、人権尊重の教育とかの研修会なども、必要によっては持ってもらって、東大和からいじめができるだけ発生しないように、発生したら早期に発見して、早期に対応できるように、よろしくをお願いしたいと思います。

質疑を終了いたします。

報告事項２、平成23年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成23年度東大和市学校給食会計の決算につきまして、主な内容をご報告させていただきます。

お手元に配付させていただきました決算書につきましては、去る７月13日、平成24年度第１回東大和市学校給食センター運営委員会におきまして承認をいただいております。特に質疑はございませんでした。

平成23年度の決算の大きな特徴といたしましては、決算額の規模が昨年度より大きくなっていることであります。この理由といたしましては、給食日数の増であります。夏休みの後、始業式の翌日から給食を提供したことに伴い、給食日数が増となり、それに伴って決算額の規模が大きくなったものでございます。

それでは、お手元の決算書の１ページをご覧ください。

初めに、上段の表、収入であります。

平成23年度で収入すべき合計金額が調定額合計で３億2,943万7,367円であります。これは給食費繰越金、試食会代金等の諸収入の合計額であります。これに対し、実際の収入済額の合計は３億2,318万941円で、対前年度比1,448万727円の増であります。これにつきましては、給食日数の増が主な原因であります。この調

定額と収入済額の差額のうち、平成21年度に発生した未納分、合計34件で83万8,970円を今回不納欠損とし、残りの541万7,456円を収入未済額としております。この収入未済額につきましては、平成24年度におきまして、引き続き収入に向け努力を続けていくものでございます。

ここで、3ページをお開きください。

3ページは、平成23年度分給食費明細表でございます。中段下の太枠内の現年度給食費小計の表をご覧ください。平成23年度分の給食費でございますが、一番右端の収入率は98.8%でありました。昨年度より0.3ポイント下回りました。この下の2行下段の給食費合計の行をご覧くださいと思います。現年度分、過年度分を加えた全体の数値を表わしておりますが、右端の収入率は98.0%でございます。昨年度より0.6ポイント下回っております。これは平成23年度から制度として導入いたしました子ども手当からの申出書による徴収で、平成23年度の2月、3月分が平成24年度の6月の支給にずれておりますので、この数字となっております。仮に、この子ども手当分を加味いたしますと、給食費合計の収入率は、現年度、過年度分を含めた場合、98.0%となっておりますが、これが98.3%になると試算されております。

1ページにお戻りください。

次に、下段の支出でございます。

支出済額合計は3億1,497万6,996円であります。対前年度比1,563万9,959円の増となっております。

ここで、6ページをお開きください。

6ページは、支出の部明細でございます。支出の内訳といたしましては、米やパンの主食費と肉や野菜、牛乳といった副食費でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

以上のことから、収入済額3億2,318万941円から、支出済額3億1,497万6,996円を差し引きました額、820万3,945円が平成24年度への繰り越し分でございます。

なお、2ページ以降につきましては、詳細な資料をつけてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、東大和市及び武蔵村山市の図書館相互利用の実績について、報告事項4、東大和市立桜が丘図書館の月曜日開館の実績について、以上2件は一括して報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 ご説明申し上げます。

資料(3)、本日追加ですね、その他報告(3)というものがございます。東大和市、それから武蔵村山市ということでご説明したいと思います。

まず、東大和市の相互利用ということで、この見方でございますが、登録、貸出者数、貸出点数と3段になっております。それで、この見方ですが、東大和市民が武蔵村山市の図書館、雷塚、中久保、中藤、三ツ木、大南、残堀・伊奈平、計6館を、利用登録カードを作った、登録ですね、これが登録というふうになっております。それから、貸出者、何人貸し出しているか。それから、貸出点数ですね、1人が何冊ということでもありますので、貸出点数というふうに見るようになっております。横に4月から来年3月までですが、4月、5月、6月までは実績が出ておりますので、そのような見方をしていただきたいと思います。

こちらの東大和市民が使っているのは、雷塚図書館というのが一番多いのでございますが、これが中心館というような形になってございます。管理者が在籍しておりますして、6館の中で蔵書が比較的多いということで、また東大和市に比較的近いということですね。

それから、3段目に中藤というのがありますが、中藤図書館につきましては、武蔵村山市の図書館の職員に聞きますと、芋窪地区からの利用者があるよというふうな話を聞いてございます。

それから、下から5段目ですね、5館目の大南という図書館がありますが、これもやはり東大和市に比較的近いんですね。登録者数、あるいは貸出者数、それから貸出点数とも比較的多くなっております。

この情報を見ますと、東大和市の図書館は5月から6月にかけて、中央館あるいは地区館で、曝書、特別資料整理期間というのがありまして、この間、休館となっておりますので、4月から5月、6月と貸出点数ですね、それから貸出者数、それから図書資料の点数ですね、徐々に増えているのかというふうに読んでござ

います。

それから、次の相互利用で、今度、武蔵村山市ということで同じような見方をしますが、武蔵村山市の登録、貸出者数、貸出点数でございます。これにつきましては、武蔵村山市の市民が東大和市の3館、中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館を使った、あるいはO P A Cと書いてありますが、一番下の※でご説明しておりますが、O P A Cと書いてある数字は、利用者が図書館のホームページ上で、利用中の資料の貸し出し延長の手続をした件数でございます。それがO P A Cという数字でございます。武蔵村山市民が、東大和市の図書館を使ったのは、このような数字になっておりますが、先ほど言いましたけれども、5月、6月に曝書、特別資料整理を行っておりますので、東大和市の図書館を休館しておりますが、徐々に、4月、5月、6月は数字が下がっておりますが、そういう逆に地区館、中央図書館、休館をしても結構利用されているんじゃないか、それなりに利用されているということで、かなり健闘しているんじゃないかというふうに思っております。

桜が丘図書館につきましては、図書館専用駐車場がありません。それから、清原図書館は東村山市に近いため、武蔵村山市民の利用はそんなに多くないんじゃないかと。中央図書館は、本庁舎と共用になりますが、駐車場がありますので、武蔵村山市民も直接中央図書館のほうにご来館いただいていると、そのような傾向かなと思っております。

続きまして、資料4ということですね。これは桜が丘図書館の曜日別ですね。月曜日から日曜日までの曜日別の貸出者数と、それから貸出点数につきまして表示したものでございます。4月、5月、6月、それから横に月曜日から日曜日の合計ということで見ていただきたいと思います。

※ですね、桜が丘図書館につきましては、平成24年4月23日の月曜日から月曜日開館を実施しております。

6月には、貸出者、点数が、6月の表を見ていただきますと、貸出者数、それから資料の点数、ともに月曜日が、中の真ん中の辺の木曜日の数値を上回っていると。木曜日については、第3木曜日ということで、月に1回休館日がございますが、それにしてもいい数字が出ているなというふうに分析しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから。

隣接市同士の図書の活用について、徐々に成果が上がっていることがよくわかって、いい資料を見せていただきました。これからもよろしくお願いいたします。

質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時37分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 小泉 美佐子